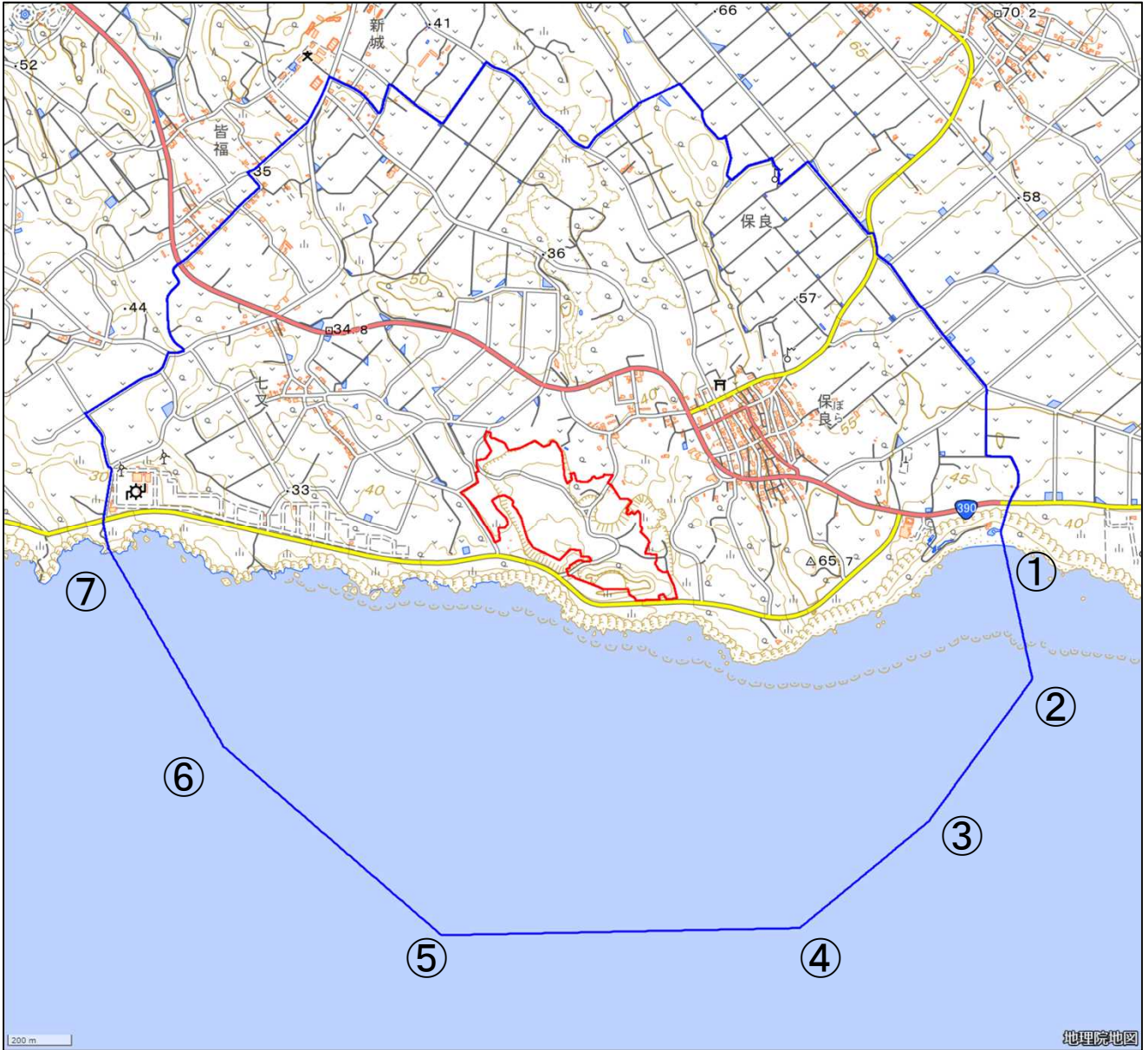


陸上自衛隊保良訓練場

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県宮古島市	城辺字保良前方原三百九十番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県宮古島市	城辺字保良（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宮古島市	城辺字新城、城辺字福里及び城辺字保良（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯二十四度四十三分四十七秒、東経百二十五度二十五分五十七秒の点 二 北緯二十四度四十三分三十四秒、東経百二十五度二十六分〇秒の点 三 北緯二十四度四十三分十九秒、東経百二十五度二十五分四十九秒の点 四 北緯二十四度四十三分九秒、東経百二十五度二十五分三十四秒の点 五 北緯二十四度四十三分八秒、東経百二十五度二十四分五十五秒の点 六 北緯二十四度四十三分二十七秒、東経百二十五度二十四分三十一秒の点 七 北緯二十四度四十三分四十六秒、東経百二十五度二十四分十九秒の点
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 		

陸上自衛隊保良訓練場周辺地域 (沖縄県宮古島市城辺字保良前方原390番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

